

平成 1 8 年 6 月 2 0 日開会
平成 1 8 年 7 月 1 1 日閉会

平成 1 8 年 6 月

第 1 回 定 例 会 会 議 録

(第 3 日 7 月 1 1 日)

小 豆 島 町 議 会

平成18年第1回小豆島町議会定例会議事日程(第3号)

平成18年7月11日(火)午前9時30分開議

- 第1 議案第25号に対する総務常任委員会審査報告
- 第2 議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第34号及び議案第35号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第3 議案第32号及び議案第33号に対する建設経済常任委員会審査報告
- 第4 議案第36号 . 小豆島町過疎地域自立促進計画の策定について (町長提出)
- 第5 発議第5号 . 小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について (議員提出)
- 第6 発議第6号 . 内海ダム特別委員会の設置について (議員提出)
- 第7 発議第7号 . 交通問題特別委員会の設置について (議員提出)
- 第8 議員派遣について
- 第9 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第10 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)

平成18年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第3号の追加）

平成18年7月11日（火）

- | | | |
|----|------------------|---------------|
| 第1 | 閉会中の継続調査の申し出について | (内海ダム特別委員長提出) |
| 第2 | 閉会中の継続調査の申し出について | (交通問題特別委員長提出) |

開議 午前9時30分

議長（中村勝利君） おはようございます。

定例会初日からお疲れのところお集まりくださいますありがとうございます。

本日は、6月26日に各常任委員会へ付託しました議案の委員会審査報告を初め、過疎地域自立促進計画、議員提出による乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正及び2つの特別委員会設置などが提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、7月4日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決まりましたので、審議のほどよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午前9時31分）

直ちに日程に入ります。

日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1、日程第2及び日程第3の各常任委員会審査報告については、付託議案を一括して行い、質疑、討論、採決は1議案ごとにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、日程第1、日程第2及び日程第3の各常任委員会審査報告については付託議案を一括して報告し、質疑、討論、採決は1議案ごとに行います。

~~~~~

日程第1 議案第25号に対する総務常任委員会審査報告

議長（中村勝利君） 日程第1、議案第25号に対する総務常任委員会審査報告を議題とします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。

井上委員長。

総務常任委員長（井上喜代文君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。

総務常任委員会委員長井上喜代文。

委員会審査報告書。

本委員会は、6月26日に付託された議案について慎重審査をした結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。

1. 委員会開催年月日。平成18年6月29日、平成18年7月3日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第25号平成18年度小豆島町一般会計予算。

次の意見を付して、原案どおり議決するべきものと決定した。

意見。

農林水産課。オリーブ振興について、苗木の助成や遊休農地等の再整備事業により、これまでに栽培面積、植栽本数の増加が図られたことは評価できるが、今後においては収穫量の安定確保、販売等地域に合った体制を確立し、広がりのある事業の推進を目指してほしい。

商工観光課。各種団体等に対する負担金、補助金は費用対効果のある支出を図られたい。

建設課。国道436号線で、朝夕のラッシュ時に交通渋滞の発生箇所を多く見かける。小豆総合事務所に要望するなど、解消に向けた対策を検討されたい。

学校教育課。幼児、学校教育の充実を図る上で、教育施設の再編計画が検討、研究されているが、新町で実施しようとする内容等は議会と意見調整を図り、総合計画を策定するなど効率的な運営を目指し取り組んでもらいたい。

総括。

1. 新生小豆島町の運営は、旧内海町と池田町の融和と、一体的な発展を望むものである。そのためには、地域間の相違点を確認し、よりよい共通目的に向かって努力していただきたい。

2. 三位一体の改革による国庫負担金、補助金等の減額や廃止に加え、人口と面積を基本に配分となる新型交付税の導入が議論されている。財源不足は一段と厳しさを増すものと思われる中、大幅な財源不足にならないよう交付税の仕組み等を的確に把握し、将来にわたる健全な財政運営を図ってほしい。

以上。

議長（中村勝利君） それでは、議案第25号平成18年度小豆島町一般会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。

15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、議案第25号平成18年度小豆島町一般会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

今、小泉内閣による社会保障の改悪や庶民増税によって国民の暮らしが脅かされています。障害者自立支援法で福祉サービスが応益負担となり、今までのサービスが受けられない、また高齢者の医療費の窓口3割負担や長期入院高齢者の食住費負担増で、弱者切り捨ての政治が行われています。さらに、所得税、個人住民税の定率減税の廃止や老年者控除の廃止など、税負担増が行われました。このことはますます個人消費を抑え、景気をさらに悪化させることにつながります。

このような中で、町民の暮らしを守る町政の役割はますます大きくなっていると思います。小豆島町になって初めての一般会計予算です。町民の期待にこたえ、暮らしや福祉を守るという点で、どうでしょうか。内海中学校建設予算や保育料の引き下げなど、町民の願いにこたえ、評価できる部分もあります。しかし、町民の理解が得られないものもあります。

まず、部落解放同盟への730万円もの多額の補助金を初めとする同和事業予算です。同和対策特別措置法が2002年3月で終了した今日、これらの事業を推進することは町民の理解と合意を得られないと考えます。法終了時の総務省の見解でも、特別対策は本来時限的なものであること、特別対策を続けることは差別の解消に必ずしも有効でないこと、人口の移動が激しい中で同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を続けることは実務上困難であることを挙げています。一般施策に移行すべきだと思います。

次に、むだな公共事業である内海ダム関連予算が含まれています。必要性に疑問があり、地元でも反対があります。落矢池をめぐって調停も行われています。この事業に多額

の税金が投入されることに、町民の理解が得られると思えません。

次に、手数料、使用料の負担増などがあります。町長は、旧内海町と池田町の融和と、新町の一体的な発展を最優先の課題と述べられましたが、旧池田の町民にとっては浄化槽汚泥手数料や体育館使用料の有料化、またごみ袋の値上げなど負担増があります。旧池田で行われていた進んだ施策が切り捨てられています。旧池田の町民への配慮が必要だったのではないのでしょうか。さらに、特別職等の報酬引き上げなども町民の理解を得られないと思います。

以上のことから、私は平成18年度小豆島町一般会計予算については反対をいたします。

以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

8 番井上総務常任委員長。

8 番（井上喜代文君） 議案第25号平成18年度小豆島町一般会計について、賛成の立場から討論いたします。

まず、今年度新生小豆島町が誕生いたしまして初めての予算ということで、だれもが大きな期待と色々な夢を持っていたように思います。そんな中、聞こえてくる中では、8億円程度予算が足らんとかいう声も聞こえておりました。なかなか厳しい中、創意工夫された予算であるなど、そういうふう感じております。

特に、指摘されました中での団体等に対する助成金については、同和関係者の自主自立意識の向上を図り、一日も早い同和地区の解放に向けてのものであることは認識もいたしますが、助成金の目的からすればいつまでも支出すべき性格のものではなく、中・長期的な視点から期限を定めて段階的に廃止する方向での検討は必要と思います。なお、いましばらくは助成もやむを得ないものと判断します。

なお、使用料、手数料についても、現状からすればやむを得ないものであると判断するものであります。

以上のことから一般会計予算については適当であると考え、予算案には賛成をいたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定されました。

~~~~~

日程第2 議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第34号及び議案第35号に対する教育民生常任委員会審査報告

議長（中村勝利君） 次、日程第2、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第34号及び議案第35号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。

安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 平成18年7月3日、小豆島町議会議長中村勝利殿。

教育民生常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、6月26日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。

1. 委員会開催年月日。平成18年6月27日、平成18年6月30日。
2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第26号平成18年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算。

原案どおり議決するべきものと決定した。

(2) 議案第27号平成18年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

原案どおり議決するべきものと決定した。

(3) 議案第 2 8 号平成 1 8 年度小豆島町老人保健事業特別会計予算。

原案どおり議決するべきものと決定した。

(4) 議案第 2 9 号平成 1 8 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算。

原案どおり議決するべきものと決定した。

(5) 議案第 3 0 号平成 1 8 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。

原案どおり議決するべきものと決定した。

(6) 議案第 3 1 号平成 1 8 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算。

原案どおり議決すべきものと決定した。

(7) 議案第 3 4 号平成 1 8 年度小豆島町病院事業会計予算。

原案どおり議決するべきものと決定した。

(8) 議案第 3 5 号平成 1 8 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算。

原案どおり議決するべきものと決定した。

(9) 総務常任委員会から分割審査を委託された議案第 2 5 号平成 1 8 年度小豆島町一般会計予算中、本委員会関係については、原案どおり議決するべきものと報告します。

以上です。

議長(中村勝利君) それでは、議案第 2 6 号平成 1 8 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中村勝利君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

反対の方から発言を求めます。

1 4 番村上議員。

1 4 番(村上久美君) 平成 1 8 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、反対討論をします。

税制改正によって新たな保険料の住民負担が増大し、安心して医療が受けられにくい状況をつくり出すこととなります。さらに、保険料の滞納者の増加は避けられません。これでは住民のための医療保険の役割は果たせないでしょう。このような状況をつくり出す国

保会計予算については、反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

7番安井教育民生常任委員長。

7番（安井信之君） 私は、国民健康保険事業特別会計予算につきましては、賛成の立場から討論いたします。

保険税改正に当たっては、旧池田町の保険税率を採用したことにより、旧内海町の人に対しては保険料は下がっているということで、先ほど反対の中であたかも上がったような形の分を言われましたが、その辺についてはちょっと認識不足というか、それがあと思っています。ただ、介護保険料の改定がありまして、その部分に関しては上がってますが、その介護保険部分はほかの社会保険等の人と同じような形で上がってますので、それはいたし方がない。また、介護保険をこれからも続けていく限り、そういうふうな改定はしょうがない部分だと思っております。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私も、18年度国民健康保険事業特別会計予算については、反対の立場で討論に参加をいたします。

先ほど村上議員が述べましたのは、国の税制改正による国保税の負担増があるということで、安井議員の賛成討論とちょっとかみ合っていなかったと思うんで、その点をもう一度発言をして討論に参加いたします。

以上です。

（14番村上久美君「議長、ちょっといいですか」と呼ぶ）

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 先ほどから、報告者が賛成討論を行うということ自体、これどうなんですか。報告者は報告者であって、報告した者が賛成討論を行うということ自体おかしい状況ではないですか。報告者が行ったら別の人か、それに対して反対討論があったら別の者が賛成討論を行うべきという手順になるんじゃないですか。報告者が賛成討論を行う、ちょっとおかしいなと思えますが。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

休憩 午前9時52分

再開 午前9時58分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、14番村上議員からの質問ですけども、「安井教育民生常任委員長」と言いましたけども、一議員としての賛成討論でありますので、私が言いました「教育民生常任委員長」は間違いでしたので、取り消させていただきます。

14番村上議員。

14番（村上久美君） そういうふうな言いわけは、やっぱりおかしいですね。教民の委員長ですから、その関係所管について審議した責任者であるわけですから、その方が報告したわけでしょ。そういう立場は、それはもうごまかしですよ。単なる一議員ではないですよ。流れからいったら、ほかの報告者が報告すれば、ほかの方が反対討論に対して賛成討論を行わないと理屈合わないでしょう、筋が合わないでしょう。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 委員長はあくまでもまとめ役であると思います。その中で賛成である、反対であるという委員会での議論でありますので、それをまとめたのが委員長であって、委員長報告とかそういう形であって、この場で賛成とか反対とかいう討論は言う資格はあると私は思います。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） この文書にあるように、教育民生常任委員会委員長が報告ということで文面にはっきり書かれてあります。そして、本委員会は付託された議案というふうなことにもはっきりされてるわけですから、こういうやり方を今後通していくというのであれば問題だと思います。植松議員がおっしゃったことについても、これは全く詭弁だというふうに思いますが。意見だけ私は述べさせていただいて、今後議会の中でもぜひ検討していただくなり議論していただくなり、皆さんの意見でまとめていくべきだというふうに思いますんで。

以上、それで終わります。

議長（中村勝利君） 私の考えでは、委員長が賛成討論をしたらいけないというルールはないと思いますので、このまま続けさせていただきます。

15番鍋谷議員の反対討論に対する賛成討論。

7番安井議員。

7番（安井信之君） 先ほど、税制の方のところでちょっと勘違いといいますが、それがあつたと思います。おわび申し上げます。

国の方の税制改正に当たっては、国としてこの健康保険事業というのがどういう形でやっていくのか、その中でいろいろ論議がされて、そういうふうな税制改正になってきたと思っております。だから、私たち町というか末端のところでは、それを真摯に受けとめないといけない。その中でできるだけのことをやっていくのが町のやり方だと思っておりますので、その辺、この国保特別会計予算につきましては、基金等を取り崩しながら旧の池田町、安い方の保険料にしたということで評価できるものではないかと思っておりますので、賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定されました。

次、議案第27号平成18年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり決定されました。

次、議案第28号平成18年度小豆島町老人保健事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定されました。

次、議案第29号平成18年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 平成18年度の小豆島町介護保険事業特別会計予算について、反対討論をします。

介護保険法改正により、入所施設の部屋代や食事代を徴収する介護度の軽い人の利用料を制限し、さらに介護度の認定を厳しくしています。また、介護を支えるヘルパーやケアマネジャーなどは、仕事に見合った報酬や安全が保障されていません。特に、低所得者が保険料や利用料の負担に耐えかね、また施設からの退所などで介護保険のサービスから除外されている実態もあります。このような実情からして、町民の皆さんの声にこたえたことになっていません。

以上の理由から反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

7番安井議員。

7番（安井信之君） 賛成の立場から討論いたします。

予算編成に当たっては、平成18年度から3年間の介護保険事業計画に基づいて保険給付を見込み、それに基づいて計上されておりますので、適当であると思います。

保険料につきましては、準備基金から繰り入れをして保険料の急激な上昇を抑制することによって、一定の配慮をされていると思います。

また、介護サービスの受給につきましては、食費、居住費や利用料において、国の制度に基づき補足的給付、減免が行われているとのことですので、低所得者にも配慮されていると思います。したがって、賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定されました。

次、議案第30号平成18年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、委員

長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり決定されました。

次、議案第31号平成18年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のと

おり決定されました。

次、議案第34号平成18年度小豆島町病院事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり決定されました。

次、議案第35号平成18年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり決定されました。

~~~~~

日程第3 議案第32号及び議案第33号に対する建設経済常任委員会審査報告

議長（中村勝利君） 次、日程第3、議案第32号及び議案第33号に対する建設経済常任委員会審査報告を議題とします。

建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

植松委員長。

建設経済常任委員長（植松勝太郎君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。

建設経済常任委員会委員長植松勝太郎。

委員会審査報告書。

本委員会は、6月26日付託された議案について慎重審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。

1．委員会開催年月日。平成18年6月28日。

2．審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3．件名及び審査の結果。

（1）議案第32号平成18年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算。

原案どおり議決すべきものと決定した。

（2）議案第33号平成18年度小豆島町水道事業会計予算。

原案どおり議決すべきものと決定した。

（3）総務常任委員会から分割審査の委託を受けた議案第25号平成18年度小豆島町一般会計予算中、本委員会関係については、原案どおり議決すべきものと報告します。

以上です。

議長（中村勝利君） それでは、議案第32号平成18年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり決定されました。

次、議案第33号平成18年度小豆島町水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番藤本議員。

2番（藤本傳夫君） 小豆島町内にあります各ダムというのは、ある基準日が来ますと、量がそれ以上にあるがなかりが一定の量にきちっと減らしてしまっていて、もう放流しなければならないという、多目的ダムがゆえにそういう規則があるのですが、その水量自体はばかにならない。小豆島にとってはとても大事な水だと思います。そういうことにおきまして、例えば干天のときとかいうには、ある程度の有余なり何なりを設けることはできないもんなんではないでしょうか。お願いします。

議長（中村勝利君） この質疑は委員長に対する質疑でありまして、執行部に対する質問は、控えていただきたい。

はい。

10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 今、2番藤本議員からの質問がありましたようなことにつきまして、以前から旧内海町の中でも随分議論になっておった問題であります。そのことについて、詳しくは執行部の方から返答をいただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 助役。

助役（吉岡忠昭君） 夏期制限の放流についてのご質問でございます。

これはやはり小豆島の宿命でございまして、過去から2番議員が言われましたような問題はたくさんございました。年度は忘れましたが、こういう問題が旧の内海町の議会でもたびたび出まして、管理自体は県管理のダムでございますし、県はこの規定による国土交通省、当時の建設省だったかわかりませんが、いろいろ活動、陳情等を行いましたが、やはり基本的に規定は規定、だめであるということでございます。折しも一昨日ですか、51年災害の30周年記念のいろいろ行事やりましたんですが、やはり防災また利水、多目的のダムである以上、その規定の緩和はできにくいということございました。心情的にはご意見はよくわかるわけでございますが、いろんな角度から旧町におきまして対応いたしましたのですが、実現いたしませんでした。

以上、報告いたしておきます。

議長（中村勝利君） 先ほど言いましたように、予算に対する質疑はあくまでも執行部の方への質問は控えていただきまして、委員長に対する質問にさせていただきたいと思えます。中身については委員会で十分審議していると思えますので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 平成18年度小豆島町水道事業会計予算について、反対討論をします。

水道事業会計には、住民の納得、合意が得られていない内海ダム再開発関連費用が相当額計上されています。内海ダム再開発については、池田住民の声は、吉田ダムがあるのにこれ以上ダムは要らないのではないかと、莫大な金をかけてダムが何で必要なのか、もっと住民のために税金を使うべきところがあるのではないかなど声を多く聞きます。また、島の観光産業においてもデメリットであり、環境破壊にもつながる大型建設工事はやめるべきです。さまざまな問題を含む、絡むダム建設だと考えます。

以上の理由から反対いたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 私は賛成の立場から討論します。

内海ダム再開発事業の必要性については、議会においてもこれまでに十分議論を重ねてまいりました。内海ダム再開発事業は、平成14年に新規ダム建設事業の採択をいただいて以来、別当川の多目的ダムとして事業を進めております。また、本年6月末には約85%の用地買収が完了したと聞いており、本年4月からはつけかえ道路に順次着手しております。

ダム事業は、別当川流域のとうとい人命や貴重な財産を台風などの自然災害から守り、安全で安心して生活できる地域を創造し、水不足による日常生活や経済活動に及ぼす渇水被害の解消を図るため、別当川流域の治水、利水の抜本対策として行っている事業であります。なお、町民も内海ダム再開発事業の早期完成に大きな期待を寄せておりますことから、内海ダム再開発事業に係る予算案については適当であると考え、賛成いたします。

それともう一つは、これは直接賛成討論とは関係ありませんが、村上議員が今、反対の討論ということで、先ほどの委員長が賛成討論するんおかしいんやないかという話もありましたが、それは反対に言えば、所属しておる建設委員会で反対、賛成のこういう議決をしており、採決をしておりますので、それが本会議でもう一回反対という部分を言うのも、これもおかしい話やないかなと私は思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 10番議員に対しての意見ですか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 委員会においては、私は最後のところで反対の意見も述べました。そういう立場から、今回本会議においてはきちっとした反対をとったということです。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） ちょっと待ってください。この場でこれを続けるというのは、ちょっとおかしいことじゃないですか。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの10番植松議員、それから14番村上議員の発言に対して、これはあくまでも水道事業会計の予算についての討論でありますので、それは受けたいと思います。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時39分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 議案第36号 小豆島町過疎地域自立促進計画の策定について

議長（中村勝利君） 次、日程第4、議案第36号小豆島町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第36号小豆島町過疎地域自立促進計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町としての過疎地域自立促進計画が必要となり策定作業を進めてきたところでございますが、このたび大綱の作成後、県との協議を終えましたので、過疎地域自立促進特

別措置法第6条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） まず、この計画書の中にありますトンネルの工事をさらに進めていくと、完成に向けてというところがありますが、この計画の中で今後どのような流れに進捗として進められていこうというふうに考えておるのか。34ページですが、その点について伺います。

それと、43ページの廃棄物埋め立て事業が実施されておりというところから、その利用計画を検討すると。これについても、現在のところの執行部の考え方、どのような今までの利用計画を案として持ち合わせておるのか伺いたいと思います。

簡易水道の上水道への統合という点について伺います。

簡易水道においては、旧内海では5つですか、旧池田は1つという状況、実態があります。そういう実態の中で、今までの簡易水道の歴史的な経緯あるいは地域性の特異性という問題もあらうと思います。そういう中で、この間それぞれの旧町においては修繕等を進めながらその地域について安全な水を供給してきたというふうに考えておるわけですが、この計画書の中で簡易水道の上水道への統合を検討していくというふうなことがありますので、この内容についてどのような計画を検討されようとしているのか。今回、水道事業会計の中にも、橘地区への吉田ダムへの導水に関する予算が、事業計画がありました。その関連が、この簡易水道との関連でどのようにかかわっているのかも説明をいただきたいというふうに思います。今後、具体的に中山あるいは旧内海の5地区、これを順次どのような形で、地域の合意も話し合いも進められた状況がその中であるのかどうなのか。今後進めなければならない地域がどの地域としてあるのか、その中の問題点が挙がっているのか挙がっていないのか、その点について伺いたいというふうに思います。

3つ目には、合併処理浄化槽設置の推進、46ページ。旧池田においては、積極的に今まで長い期間の中で合併処理浄化槽の推進を進めてきました。池田という地域は農村地帯ということで、農業水路の活用、生活用水がそこに流されていくという状況もあり、そういう水路環境整備をよくしていくという立場からこのような浄化槽の設置を積極的な施策として推進してきたわけですが、今後補助制度を継続して実施していくということになって

ますが、この点についてもどのような、今までは国、県、町、3分の1ずつの補助でしたが、これについての変更があるのかなのか、同じような形で行こうとするのか、その点について伺いたいというふうに思います。

とりあえず、その点について伺います。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） まず第1点目は、国道436号の改築事業、通称橘峠のトンネル事業の今後の進捗見込みと伺いますか、そのご質問かと思えます。これにつきましては、平成15年度から用地買収を進めておりまして、現段階で1名を残して既にお買収済みでございます。それで、18年度も引き続いてその1名の方の用地交渉を進めながら、今までも部分的にはトンネル以外の部分で工事は進めておるんですけど、今年度18年度は、来年度以降、平成19年度以降のトンネル本体の掘削に向けたトンネル両方の入り口のヤードづくりと伺いますか、トンネル抗口の付近の道路を兼ねた広場づくり、そういった事業を進めてまいります。そして、県の考え方では、今後の国庫事業ですから国の予算の配分も関係しますが、19年度からトンネル本体の掘削にかかりたいということでございます。そして、最終的な完成目標につきましては、これも大きな予算ではっきりしたことはわかりませんが、平成20年度代のなるべく早い時期を完成目標としております。

以上です。

次に2点目が、草壁港で行っております廃棄物埋立地の利用計画がどうなっているかということでございますけど、ご存じのとおり、この埋立地の面積につきましては、埋め立て申請取得時の面積で言いますとおおむね10万平方メートルでございます。それで、埋め立ての用途の主なものとしましては、当然のことですけど護岸用地、それから道路用地、それから緑地のための用地。それと、これは分譲を目的にしております製造業の用地、それから住宅用地、さらに将来的な構想として構想を立てております公共下水道の末端の下水道処理場の用地、こういったもので公有水面の埋め立ての免許を取得しております。それで、今後は時代とともに変わっていきますので、まだ相当年数かかると思います。今現在、ちょうど3分の2ぐらいの土砂の搬入率でございますので、完成するまでにはまだ相当の期間が必要だと思います。そういったときには、必要に応じて利用計画の変更を県の方はしていくということでございます。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 合併処理浄化槽についてのお尋ねでございますが、旧内海町にあつては平成17年度までに541基、旧池田町にあつても旧内海町よりも補助の制度を早くから取り入れておりまして、合併浄化槽の設置に対しては積極的に取り組んでまいっております。

平成17年度につきましては、旧内海町で60基、旧池田町で30基ということで、90基を予定しておりました。人槽にもよるわけでありまして、旧両町で実質は91基の設置でございました。平成18年度につきましては、重要といたしますか、かなりあったものでもありますし、県の配分というのもあったわけでございますが、旧池田町での要望が30基から40基、旧内海町では60基から70基ということで、平成18年度では小豆島町では110基を予定をいたしております。そういうことから、今後についても浄化槽については積極的に補助をしていこうという姿勢であります。

ただ、国、県、町の補助でございますが、3分の1ずつということではありますが、これについては今の時点では町で上乘せするとかいうところについては考えてはおりません。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 簡易水道の上水への統合のご質問でございますけれども、ご質問の中にごございましたように、旧池田町で1カ所、旧内海町で5カ所の簡易水道事業を今経営をいたしております。県下でも一番多い簡易水道ということでございますし、施設で申し上げますと、一番古いのは昭和28年に設置、運営を開始したというような施設もございますので、相当老朽化をいたしております。

それで、今年3月に新町として合併をいたしました。そこら辺につきましては、今現在は、簡水については簡易水道の特別会計で、上水については企業会計で運営をいたしておりますけれども、特別会計実施に非常に経営的にも苦しくなっておりますので、上水への統合ということで委員会でもご説明をさせていただきましたように、今現在水道の経営予測診断を委託をいたしておりますので、その中で統合へ向けた検討を進めてまいることにはいたしております。その結果につきましては、水道事業の運営をご審議いただく水道運営審議会、また議会の委員会、本会議等でもご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 具体的には、先ほど水道事業関係の方にも橘地区と吉田ダムとの関連で原水設備工事、橘地区吉田川導水管布設後撤去事業140万円、導水管改良事業265万円というのがあるわけですが、これは橘地区というふうなことですから簡易水道関係になるわけですね。これの関連で話、内容的にはどのような工事をしようというふうなことなんですか。吉田ダムと橘地区の関連ですから、これはどういうふうな事業を行うんですか。内容についてお答えください。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 委員会でもご説明をさせていただきましたけれども、少し14番議員さん誤解をされてる点がございましてと思いますので、再度ご説明をさせていただきます。

今年の予算を置いております橘の工事費につきましては、吉田川導水、昭和43年から吉田の方から内海の方へ導水をしておりますけれども、その配管の一部改良をいたしました。それに対する撤去工事でございますので、上水道の関係の予算で計上をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

導水につきましては、吉田の上流の平間地区から導水をしておりますので、追加でご説明をさせていただきます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 今回、今日の最終議会でこの計画書が提案されたわけですが、合併して最初の、この当初5年計画というのが提案されてます。これは、認識としては合併後10年間新町建設計画からの中身として、さらに過疎地域自立促進計画ということで具体的な内容が5年間盛り込まれるということになってるだろうと思うんですが、せめて当該年度については内容をきちっと表にして、私は資料として出すべきだというふうに思います。ただ、これは22年までのことについて大ざっぱに書かれたものだというふうに私は理解します。せめて当年についての内容を一覧表にして、どういう事業でどういう国県支出金がどういうふうなところに配分され、起債が発生し、その起債のうち過疎債が幾ら、一般財源が幾らと、こういう中身ぐらいまでは当然出すべきだというふうに思うわけです。非常にこれは雑駁な内容であるし、第一1時間足らず、中の中で、そういう状況の

中でこれを全部内容を把握し審議を尽くすということ自身も、私自身難しいなというふうに思ってるんですけども。せめてこの一覧表をきちっと出すべきではないんでしょうか。その点について、執行部、どのように今回の提案の内容について出されたんですか。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 今回提案いたしました過疎地域自立促進計画でございますが、基本的には初日の本会議の後、全員協議会を開催していただきましてご説明いたしましたとおり、旧池田町、旧内海町の過疎計画、これは17年の3月議会でご議決をいただいとるわけなんですけど、これの統合版ということで、当初は県の方がその計画があるので新しい計画は必要ないんじゃないかという話があったわけですが、急遽担当者がかかりまして、これの統合版を策定してくれと、こういうことで策定したわけでございます。

それから、この内容につきましては、過疎地域自立促進計画策定要領というものがございまして、その中に事細かに、こういうふうに項目については策定しなさいということで作成要領がございます。それに基づいて、旧の過疎計画、今回の過疎計画につきましても当然のこと、その作成要領に基づいて策定しておるということでございます。したがって、その事業の一覧表ということでございますが、その事業の一覧と申しますのは、その年度年度の予算の編成、その中においてこういう事業についてはその予算の財源の範囲内でやっていくということで各年度の当初予算に計上していただくと、こういう形になるかと思っております。そういうことでご理解を願いたいと思っております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

16番中江議員。

16番（中江 正君） 観光推進でひとつお伺いしたいと思います。

ご承知のとおり、小豆島町いうたらイメージはオリーブ、また名勝寒霞溪、そして二十四の瞳映画村、この3点で全国から観光客が来ているわけですけど、大綱にもあるように、キネマの庵。僕はどうしてこの問題を尋ねるかというのは、二十四の瞳映画村いうのはいわゆる京都の太秦でなく、そういうイメージを持って来てる方がたくさんいるわけです。その中で新たにキネマの庵を、器をつくって観光客を寄せるというのは非常にいいことだと思うんですけど、二十四の瞳のイメージがダウンされる部分があるわけです。そういうので、営利目的なのか、全国から二十四の瞳を伺いに訪ねるのか、そのあたりを1点お聞きしたいのと。

オリーブワールド構想というのは、ますます小豆島はオリーブの島、平和な島ということで

キャッチフレーズで挙がってます。そういうなんで、合併されまして、オリーブは旧池田町、内海町で一体化して推進していくわけですけど、特に観光の目玉、この二十四の瞳が脚光を浴びてからもう数十年なります。そういうなんで、箱物をつくってこの二十四の瞳がますます皆さん方に親しまれるかというのがちょっと疑問であります。こういった箱もんをつくることによって管理維持費がかなりかさまるということで、そういった中で映画村をいかに小豆島らしいイメージを残して、その付随した伝承的な二十四の瞳を永久に残していくというのが非常に大切じゃないかなと思っておりますので、このキネマの庵、二十四の瞳の映画との関連、どのような事業をもってやっていくのか、ちょっと聞きたいと思います。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（真渡 健君） キネマの庵については、この過疎計画の中には載っておりません。これにつきましては財団法人岬の分教場保存会の事業ということで、この過疎計画には載せておりません。また、キネマの庵につきましては民俗資料館、この資料の受け入れから始まった話でございます。今現在はその資料、それから先ほどキネマということで名前が出ましたけども、ちょうど二十四の瞳というのは昭和28年でしたか。

（「29年」と呼ぶ者あり）

29年でしたか。その時代がちょうど日本の映画の黄金期というその辺の時代の、今すべて交渉中でございますけども、映画会社と。どのようなポスターとかそういうのが買えるのかわかりませんが、そういうものの著作権の交渉をしております。ですから、ちょうど二十四の瞳の、その時代のポスター等を計画しております。

以上でございます。簡単でございますけども。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 先ほどの企画財政課長の方からも答弁いただきましたが、やはり納得できません。事前に説明をただけであって、渡されて、それをそこで質疑などで

きませんし、時間が必要です。本会議において十分な討議が必要であるというふうに思います。そういう中で、この合併後の新町建設計画のうち過疎地域自立促進計画を5年後打ち出すことが、これについて内容の審議が1日のうちの1時間もとらないということで、議決することに対しては到底納得できません。

また、内海ダム再開発事業と、その関連の内海ダム線道路改良事業などやトンネル建設工事の大型公共工事、そして同和教育を含めた同和施策の存続、高齢者の福祉の充実、障害者福祉の充実については、町独自策をしっかりと打ち出すことによってその充実を図ることができるというふうに思います。この計画では、住民の期待にこたえるものとは言いがたいというふうに思います。

また、先ほどの簡易水道の件についても、十分な説明も得られませんでした。納得できるものではありませんでした。詳しい答弁をいただいたというふうに思っておりません。十分な審議を経て議決すること自体が問題だというふうに思いますので、そういう理由から私は反対の立場で討論いたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 小豆島町過疎地域自立促進計画の策定について、賛成の立場から討論をいたします。

先ほど来、企画財政課長から説明もありました。また、6月20日の全員協議会の中でも説明も受け、協議をしたものであります。そして、先ほどからの紹介、旧2町からの引き継ぎということでございますので既にご理解いただいたものと思っておりますが、本計画を作成し、総合的、計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正に寄与するところを目的としているものであります。このようなことから、改良住宅等の改善改修事業及び内海ダム再開発建設工事に関係する整備事業、負担金等が自立促進施策として計画されていることに反対ということについて、事業そのものを取り上げると疑問を生ずるかもしれませんが、両事業ともに地域住民の防災、環境整備等を図る上で不可欠であると思われるし、本計画に記載している事業を実施する段階では、新町総合計画と整合性をとり、十分に検討した上で取り組む必要があるかと思えます。

なお、事業実施の際、過疎地域自立促進計画の施策に入れておけば、地方債をもってその財源とすることができる有利な面があります。

以上のことから、本計画については適切であると考え、賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第36号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 発議第5号 小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第5、発議第5号小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安井教育民生常任委員長。

7番（安井信之君） 発議第5号小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の案件を、地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出期日平成18年7月11日提出。

小豆島町議会議長中村勝利殿。

提出者、小豆島町議会議員安井信之。

賛成者、小豆島町議会議員井上喜代文。賛成者、小豆島町議会議員植松勝太郎。

提案理由としては、乳幼児医療費の一部負担金について、償還払いから現物支給へ変更するために所要の改正を行うものであります。

11ページの新旧の対照表を見ていただきたいと思います。第5条の「助成は、規則で定めるところにより助成対象者の申請に基づいて行うものとする」というところを、「ただし、小豆島町と契約した病院、診療所、薬局その他の者（以下「医療機関等」とい

う。)で診療を受けた乳幼児に係る保険給付の一部負担金等の支給については、医療機関等の請求によって支払うものとする」と改めるものであります。

簡単であります、説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

議長(中村勝利君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番鍋谷議員。

15番(鍋谷真由美君) 私は、この小豆島町乳幼児医療費助成の条例改正、窓口無料化については大いに歓迎し賛成するものでありますけれども、2点ほど疑問というか質問をさせていただきます。

1つは条例の施行期日ですけれども、11月1日から施行するとなっております。この実施については、住民の願いもありますし、一日も早い施行をお願いしたいと思うんですけれども、今7月ですので8月1日からでも9月1日からでも条例が通ればできると思うんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

それからもう一点ですけれども、提案理由の中に「償還払いから現物給付へ変更するため」ということなんですけど、もちろん私たちは住民の願いであり、これを先ほども言いましたように歓迎するわけなんですけれども、普通でしたら執行部側がこれは提案する中身かなというふうに思っているんですけれども、安井議員の方から提出ということでそういう理由を言われたんですけれども。安井議員さんについては、以前にお話ししたときにこのことについてはかなり慎重というか余り賛成ではないような印象を受けていたんですけれども、今日提案されたこの提案理由は中身そのものなんですけども、住民の声にこたえて議員発議でやられたのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

議長(中村勝利君) 7番安井議員。

7番(安井信之君) 期日の問題ですけど、私もこの条例を発議するに当たり、いろいろ医師会等相談いたしましたけど、その中で、できれば今現物支給をやっていない土庄町とも一緒にやった方が、施行した場合混乱を招かないというふうな考えもありまして、土庄町との協議の中でこういうふうな形をとらせてもらいました。

それと、なぜ議員が発議したというふうなことなんですけど、新聞報道でもさまざまな合併が行われて、三豊市の方でも窓口無料化というふうなことが新聞報道等でありました。ほれで、議員の一部に相談したところ、それは今県下の中でやっていないところが実質4カ所あるということで、そろそろ考えてもええ時期になってきているのかなということで、

議員として発議というふうな形をとりました。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

発議第5号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 発議第6号 内海ダム特別委員会の設置について

議長（中村勝利君） 次、日程第6、発議第6号内海ダム特別委員会の設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

植松建設経済常任委員長。

10番（植松勝太郎君） 発議第6号内海ダム特別委員会の設置について。

上記の案件を、会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成18年7月11日提出。

小豆島町議会議長中村勝利殿。

提出者、小豆島町議会議員植松勝太郎。

賛成者、小豆島町議会議員井上喜代文。賛成者、小豆島町議会議員安井信之。

発議第6号内海ダム特別委員会の設置について、提案理由の説明をいたします。

この特別委員会は、内海ダム再開発の実施計画調査事業が国の補助事業として採択された平成9年4月以前の平成8年9月に初めて設置されました。その後、事業の早期完成に

向けて執行部と連携を取りながら精力的に取り組んできた結果、平成14年4月には建設事業として採択され、さらに平成15年1月末には内海町と内海ダム再開発事業地元対策協議会の間で工事着手同意の協定締結に至っております。

申すまでもなく、内海ダム再開発事業は住民の生命、財産を洪水災害から守るとともに、水源を確保し、生活の安定を図る基本的かつ極めて重要な政策であり、自治体の総意として推進する事業であります。今後は、これまで以上に執行部と議会と地元住民の共通理解のもとに円滑な事業推進を図る必要があることから継続して内海ダム特別委員会を設置するものであります。

なお、本委員会の委員定数は8人とし、各常任委員会から選任するものであります。

以上、提案理由とします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。

15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 今、内海ダム建設については地元地権者の反対もあります。また、落矢池底地の水利権者による問題もあり、また先ほど対策委員会との協定締結の話もありましたけれども、対策委員会には規約もなかったということも最近明らかになりました。このさまざまな問題のある内海ダム再開発事業をこのまま進めることには問題があると思いますし、その推進のための特別委員会の設置には反対をいたします。

以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

7番安井議員。

7番（安井信之君） 提案理由で申し上げましたことに加えまして、7月9日に実施されました小豆島土砂災害30周年記念での講演でもありましたように、近年気象状況の変化で予想のできない災害が起きております。内海ダム再開発事業は、住民の生命、財産を洪水災害から守るとともに、水源を確保し、生活安全を図る多目的ダム建設で、極めて重

要な施策であると考えます。今後は、これまで以上に執行部と議会、地元住民の共通理解のもとに円滑な事業推進を図る必要があることから、内海ダム特別委員会を設置することでありますので、賛成とします。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、発議第6号は原案どおり可決されました。

それでは、ただいま設置されました発議第6号内海ダム特別委員会の委員の選任を各常任委員会で行っていただきたいと思えます。委員の選任については、総務常任委員会から3人、建設経済常任委員会から3人、教育民生常任委員会から2人ということをお願いいたします。

常任委員会の開催場所は、総務常任委員会は委員会室、建設経済常任委員会は第4会議室、教育民生常任委員会は議員控室でお願いしたいと思います。なお、各常任委員会の委員長は、委員が決まりましたらお手数ですが事務局長までご報告願います。

それでは、それぞれ委員会に分かれて選任していただきたいと思えます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時31分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、内海ダム特別委員会の委員が選任されたので、事務局長に報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（山本芳嗣君） それでは、ご報告いたします。

総務常任委員会からは藤本議員、井上議員、中江議員、以上の3名でございます。それから、建設経済常任委員会からは谷議員、植松議員、浜口議員、以上の3名でございます。教育民生常任委員会からは秋長副議長、新茶議員と、以上のように決定されましたことをご報告申し上げます。

議長（中村勝利君） お諮りします。

内海ダム特別委員会委員の選任については、ただいま事務局長から報告があった8名を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、内海ダム特別委員会委員はただいま事務局長から報告のあった8名を選任することに決定されました。

~~~~~

日程第7 発議第7号 交通問題特別委員会の設置について

議長（中村勝利君） 次、日程第7、発議第7号交通問題特別委員会の設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井上総務常任委員長。

8番（井上喜代文君） 発議第7号交通問題特別委員会の設置について。

上記の案件を、会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成18年7月11日提出。

小豆島町議会議長中村勝利殿。

提出者、小豆島町議会議員井上喜代文。

賛成者、小豆島町議会議員安井信之。賛成者、小豆島町議会議員植松勝太郎。

提案理由を説明いたします。

発議第7号交通問題特別委員会の設置について。

小豆島と阪神を直結する唯一の航路ビッグアースが今年の4月から事実上廃止となりました。その廃止は、アクセスが不便になるという物理的な影響以上に、観光立島小豆島のイメージダウンにつながるおそれが心配されます。一方、陸上交通では、公共交通サービスに対する現状の満足度が低くなっており、バスなどの公共交通機関は高齢者や学生などの貴重な交通手段であることから、今後だれもが利用しやすい公共交通機能の充実を図ることが求められています。

このような状況の中、小豆島の将来、町民の意識、世論を考えてみますと、当面する阪神航路の問題はもちろんのこと、今話が出ております社会福祉、学校教育等に関するバス運行も視野に入れ、引き続き陸、海を合わせた交通問題を調査研究することが不可欠であると認識するところであります。

以上のことから、交通問題特別委員会の設置に関する理由の説明を申し上げ、提案いたします。

以上、よろしく申し上げます。

それから、委員会の定数につきましては、8名とするということをお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番森議員。

4番（森 崇君） 時期を得たもので、評価をしながら、非常に大切な問題ですので委員長の決意を伺っていきたいと思っています。

再来年にはオーリーブ100周年ということでよく言われるんですが、先日の5月28日でしたか、オーリーブマラソンのときに後で海の方を眺めると、サンフラワーが1隻、フェリーが1隻、あと船が3隻あったと思うんです。島バスに聞きますと、もうバスもなかなかないんで直接貸し切りの船で来たということも言われておりました。そういうことも含めて、定期バスは随分少なくなっていますし、先ほどご提案の阪神航路もこのオーリーブ100周年の次の年には100年を迎えると、坂手阪神航路が始まってからですね。

そういうことからすると、小豆島振興協議会もあると思うんですけど、かなりこれ力を入れて、本気は当然なんですけど、島としての不利な部分もきちんと前へ出しながら。でないと島民は少ない、私たちの自治体の財政も非常に厳しい、自家用は発達してるということからすると、ある意味では一番難しい問題ではないかというふうに思うんです。ですから、非常に幅広いことがありますし、また時間がかかる問題でもあるし、また急ぐ問題もあると。知識も必要とすると思うんです。やっぱりいい講師を呼んで、早目に交通とは何かとかいう、きちんと。それからまた、バスも含めた、船も含めたアンケートなんかもとっていかないかというふうに私は思うわけです。その辺、当然そういう決意をされていることは私もわかってるんですけども、委員長のご決意をいただきたいというふうに。大いに結構なことなんですけど、いただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 井上総務常任委員長。

8番（井上喜代文君） この問題に対しましては、委員会が設立後にいろいろ検討をもしていくんですが、官民一体となって取り組まなければならない問題やなど常々思っておりますので、ひとつご協力のほどよろしくお願いしたらと思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

発議第7号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案どおり可決されました。

それでは、ただいま設置されました交通問題特別委員会の委員の選任を各常任委員会で行っていただきたいと思えます。委員の選任については、総務常任委員会から3名、教育民生常任委員会から3名、建設経済常任委員会から2名ということをお願いいたします。

休憩中に各常任委員会を開催していただき、委員の選任をお願いいたします。常任委員会の開催場所は、総務常任委員会は委員会室、教育民生常任委員会は議員控室、建設経済常任委員会は第4会議室でお願いしたいと思います。なお、各常任委員会の委員長は、委員が決まりましたらお手数ですが事務局長までご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時49分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、交通問題特別委員会の委員が選任されましたので、事

務局長に報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（山本芳嗣君） それでは、ご報告いたします。

総務常任委員会からは山中議員、渡辺議員、藤井議員、以上の3名でございます。教育民生常任委員会からは安井議員、新名議員、森議員、以上の3名でございます。建設経済常任委員会からは中村議長、森口議員、以上の2名でございます。

以上のように決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、議案書の15ページでございますけれども、下段のところでは交通問題特別委員会委員の常任委員会名の部分で、「総務建設」というふうな表現になっております。これは「建設経済」ということでございますので、訂正をお願いいたします。

以上でございます。

議長（中村勝利君） お諮りします。

交通問題特別委員会委員の選任については、ただいま事務局長から報告のあった8名を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、交通問題特別委員会委員はただいま事務局長から報告のあった8名を選任することに決定されました。

次に、内海ダム特別委員会及び交通問題特別委員会の委員長、副委員長の選任であります。特別委員会の委員長、副委員長は、小豆島町議会委員会条例第8条の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に各特別委員会を開催していただき、互選をお願いいたします。

開催場所は、内海ダム特別委員会は委員会室、交通問題特別委員会は第4会議室でお願いいたします。なお、正・副委員長が決まりましたら、各委員長はお手数ですが事務局長までご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時57分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に内海ダム特別委員会及び交通問題特別委員会を開催し、正・副委員長が互選さ

れましたので、事務局長に報告させます。

事務局長。

議会事務局長（山本芳嗣君） それでは、ご報告いたします。

内海ダム特別委員会の委員長に秋長副議長、それから副委員長に谷議員と、以上のように互選されました。また、交通問題特別委員会の委員長に山中議員、副委員長に藤井議員がそれぞれ互選されましたので、あわせてご報告をいたします。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 8 議員派遣について

議長（中村勝利君） 日程第 8、議員派遣についてを議題とします。

今期定例会閉会中に、議員の派遣の申し出書が提出されています。詳細については、印刷配付のとおりであります。

議員の派遣については、会議規則第 119 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りします。

お手元に配付しております申し出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、申し出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

#### 日程第 9 閉会中の継続調査の申し出について

#### 日程第 10 閉会中の継続調査の申し出について

議長（中村勝利君） 次、日程第 9 及び日程第 10、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、日程第9及び日程第10を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

ここでお諮りします。

先ほど、日程第6、発議第6号内海ダム特別委員会の設置についてと、日程第7、発議第7号交通問題特別委員会の設置について、原案どおり可決され、正・副委員長も互選されたところでありますが、先ほど内海ダム特別委員会委員長及び交通問題特別委員会委員長から閉会中の継続調査の申し出があり、これを受理いたしました。よって、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査の申し出についてを日程に追加し、追加日程として議題にすることに決定されました。

ここで、追加議事日程を配付する間、暫時休憩をします。

議席でお待ちください。

休憩 午後1時02分

再開 午後1時03分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第1 閉会中の継続調査の申し出について

日程第2 閉会中の継続調査の申し出について

議長（中村勝利君） それでは、お手元に配付しました追加議事日程により、議事を進めたいと思います。日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1及び日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、日程第1及び日程第2を一括議題とします。

内海ダム特別委員会委員長及び交通問題特別委員会委員長から、調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成18年第1回小豆島町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後1時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員